

平成25年度

大阪市立大学大学院法学研究科法曹養成専攻入学者選抜試験

## 【2年短縮型】

# 法律科目試験問題：憲法（配点：100点）

### 注意事項

- 1 問題冊子は、監督者が「解答始め」の指示をするまで開かないこと。
- 2 問題冊子は、全部で3ページである。  
解答用紙は、全部で8ページである。  
問題冊子、解答用紙に脱落のあった場合には申し出ること。
- 3 解答用紙の上部所定欄に、1ページには氏名、受験番号、試験の科目名を、2ページ以降は各ページに氏名を忘れずに記入すること。
- 4 解答は、第1問は1ページから、第2問は5ページから記入すること。
- 5 解答以外のことを書いたときは無効とすることがある。
- 6 机上に各自の「受験票」と「法科大学院全国統一適性試験受験票」を出しておくこと。
- 7 解答用紙は、8ページを超えて使用することはできない。

第1問

以下の文章を読んで、後の問に答えなさい

公職選挙法 252 条は選挙犯罪による処刑者の選挙権及び被選挙権の停止を規定しているが、選挙犯罪による処刑者以外についても、公職選挙法 11 条 1 項 2 号は、「禁錮以上の刑に処せられその執行を終わるまでの者」すべてから選挙権及び被選挙権を剥奪している。公職選挙法 11 条 1 項 2 号にいう「禁錮以上の刑」とは、死刑、懲役及び禁固の刑をいう。また、「刑に処せられその執行を終わるまでの者」とは、刑の言い渡しを受け、その刑が確定したときから、刑の執行が終わるまでの期間内にある者をいうのであって、仮釈放中の者も、所定の刑期が終わっていないから、これに該当するとされている。X は 2010 年 7 月 11 日に行われた参議院選挙当日において確定判決を受けて懲役刑執行中であつたために公職選挙法 11 条 1 項 2 号の規定を理由として選挙権を行使できなかったことから、この規定が憲法に違反すると考えて訴訟を提起することを考えている。

問1 X の立場で、公職選挙法 11 条 1 項 2 号が違憲であるという憲法論を展開するとすれば、どのように主張することができるか、関連する判例・学説に必ず言及しながら、答えなさい。

問2 X の主張に対して考えられる反論を提示した上で、公職選挙法 11 条 1 項 2 号が合憲といえるか否かについて、あなたの見解を述べなさい。X の主張に対する反論を提示する際には、関連する判例・学説に必ず言及すること。また、あなたの見解を述べる際には、理由を必ず示すこと。

(配点：60 点)

[関連条文]

公職選挙法

第 11 条 次に掲げる者は、選挙権及び被選挙権を有しない。

一 略

二 禁錮以上の刑に処せられその執行を終わるまでの者

(以下略)

(憲法)

2 この法律の定める選挙に関する犯罪に因り選挙権及び被選挙権を有しない者については、第 252 条の定めるところによる。

(選挙犯罪による処刑者に対する選挙権及び被選挙権の停止)

第 252 条 この章に掲げる罪\*……を犯し罰金の刑に処せられた者は、その裁判が確定した日から 5 年間 (刑の執行猶予の言渡しを受けた者については、その裁判が確定した日から刑の執行を受けることがなくなるまでの間)、この法律に規定する選挙権及び被選挙権を有しない。

(以下略)

\* 「この章に掲げる罪」として公職選挙法第 16 章は、当選を得ようとする目的での買収をはじめとする多くの選挙犯罪を規定している。

(憲法)

第2問

条例により次の事項を規定する場合の憲法上の問題点について論じなさい。

- (1) 自己の所有地に屋外広告を掲出することを規制すること。
- (2) 路上喫煙に刑事罰を科す旨を規定すること。
- (3) 国の公害規制法で定めるよりも厳しい内容の規制基準を定めること。

(配点：40点)